

経済団体の長 様

北海道経済部長 山岡 庸邦

国の月次支援金等の周知について(依頼)

日頃から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進について、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、国では、令和3年4月以降の緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者への支援として、「月次支援金」を新たに創設いたしました。

「月次支援金」は、令和3年5月から北海道が緊急事態措置区域となったことに伴い、道内の幅広い事業者が対象となるほか、「一時支援金」と同様に、道内の旅行関連事業者については、申請に必要な書類が大幅に簡素化される予定です。「一時支援金」または「道特別支援金」との併給も可能となっており、道の休業や時短要請に伴う協力金の対象となっていない事業者の方々におかれましては、積極的にご活用いただきたいと思います。

つきましては、会員企業の皆様等に幅広く周知いただきますようお願いいたします。

また、現在申請を受け付けている「一時支援金」は、申請期間が令和3年5月31日まで(5月31日までに手続きをとれば書類の提出期限が延長される措置も実施されております。別紙をご参照ください。)、**「道特別支援金」**については、申請期間が8月31日までとなっておりますので、合わせて周知いただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 「月次支援金」の案内チラシ(経済部中小企業課作成)
- (2) 「一時支援金」提出期限延長措置に関する案内チラシ(経済産業省作成)

2 参考

- (1) 経済産業省「月次支援金」ホームページ
https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html
- (2) 経済産業省「一時支援金」ホームページ
https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html
- (3) 「道特別支援金」ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/tokubetsushienkin/01top.htm>

地域経済部中小企業課
電話：011-206-0494 (直通)
担当：渡会